



# 読書コーナー

## 『変な絵』 雨穴(双葉社)

私はこの本を担当しているお客さまから紹介して頂きました。料理でも、レストランでも、映画でも、人から紹介してもらったものに対して積極的にチャレンジするようにしています。それが新しい自分との出逢いになるかもしれないから。



この本は、普段読書をしない人、特定のジャンルしか読まない人にもオススメです。長編ミステリーですが、ドキドキしながら一気に読んでしまいました。

(文責:鈴木)

ホラー作家兼YouTuberである雨穴さんによる、「変な家」に次ぐシリーズ作品で、既に販売部数45万部を突破する人気らしいです。

何かがおかしい9枚の絵の「謎」に挑戦してみましょう。とあるブログに投稿された『風に立つ女の絵』、消えた男児が描いた『灰色に塗りつぶされたマンションの絵』、山奥で見つかった遺体が残した『震えた線を描かれた山並みの絵』などなど。9枚の奇妙な絵には衝撃の真実が秘められていて、その謎が解けたとき「うわああ、そういうことかあああ!」って叫んでしまいました。

みなさんも騙されたと思って、是非一度手に取ってみてください。

## 朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

### 8月30日(水) 気概

「気概」とは、一般的には「難しい状況にあってもくじけることなく行動を起こそうとする強い意志」を意味します。

日々の業務には、難しい取引に臨むなど、重い責任を負う仕事を任せたりすることもあるでしょう。時には、経験のない新たな仕事を命じられ、戸惑うこともあるかもしれません。

そのようは時、気概をもって取り組みたいのですが、気持ちが後ろ向きになり、不安を払拭できない時もあるでしょう。では、気概を発揮できるようにするためには、何をすべきなのでしょう。

まずは、仕事を選び好みせず受け入れるようにすることです。次に、何事も間を置かず着手する習慣をつけることです。

仕事を依頼されたらすぐに行動に移すということを日々意識し、前向きに取り組んでいけば、困難に立ち向かう心の強さが育まれるでしょう。

日頃の心の持ちようや毎日の努力が「気概」を育てると心得たいものです。

### 今日の心がけ

#### 気概を持ちましょう

私は、初めての仕事に取り組むときに思い起こす言葉があります。

「出来るか?」と尋ねられた時はいつでも、「出来る」と答えなさい。それから急いでどうすればいいかを探さない。」

(セオドア・ルーズベルト)

「出来る」と答えることで自分の前向きな姿勢が依頼者に伝わり、今後の人間関係にプラスに働くのではと思っています。それと同時に、自分の力不足により、かえって迷惑をかけてしまうのでは?と不安も感じます。

「出来るか」「出来ないか」の決断を迫られた時は、「出来る」と前向きな姿勢を示したい。

その為にも、知識の習得、情報の収集・蓄積などの努力を日々行って、「出来る」を裏打ちする「気概」を育てたいと思います。

(文責:平野)

### 編集後記

9月1日は防災の日です。今年も大雨等による災害が各地で発生しています。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいかがでしょうか。

# かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和5年  
9月1日発行  
第170号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

税群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒970-0006 群馬県高崎市閻魔町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



## 所長挨拶

初秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

全国的に様々な行事が再開されていますが、4年振りに本格開催された今年の高崎夏祭りは、8月26日27日の両日に掛けて行われました。

初日土曜日の夜は恒例の大

花火大会。

1万5千発の花火が僅か一時間の間に発射されるとあって、その迫力は圧巻です。

私の自宅の最寄りの駅も、早い時間から浴衣を着て出かけるカップルや家族連れで賑わっていました。

私はというと、人混みと暑さを避けて自宅の二階のベランダで花火見物です。

もちろん会場で見上げるのとは大違いで、隣家の屋根の上に時たま見える大玉や、かなりの時間差で伝わってくる花火の音を、缶ビール片手に楽しんだのでした。

当日は雷雨も心配されましたが、幸いなことに雷は遠くで時折折光ったり、遠雷が伝わってくる程度で、むしろ次々と打ち上る花火の光と音に彩(いろどり)を添えているようでした。

それどころか、風に流される白いむら雲の間に、上弦の月が見

え隠れる様子には、早くも秋を感じさせられました。

そしてそんな花火の余韻に浸っていた翌日曜日の日経朝刊のコラム「春秋」に、次のような文章が掲載されたのです。(原文のまま)

花火と平和を結ぶのは、大曲の花火の中興の祖、佐藤敷んさんが冷戦下の西ベルリンで花火を上げたときの言葉だ。

「ベルリンは地上に壁があるが、空には壁がない。西の方も東の方も楽しんでほしい」

2年後、地上の壁も崩れた。

大曲の花火憲章は「火薬の平和利用を伝え、平和の象徴として世界に発信するとうたう。(以上「春秋」から)

ちなみに、秋田県大曲の花火は新潟県長岡の花火、茨城県土浦の花火とともに日本三大花火の一つとも言われています。

まだまだ世界各地には多くの壁が存在し、火薬は戦いのために使用されています。

見上げる空からミサイルが降ってくる日もあるのです。

一日も早く壁と戦いが無くなり、多くの人たちが壁のない空を見上げて、平和の象徴としての花火を楽しめる日が来ることを願って止みません。

9月に入っても、まだまだ暑い日が続きそうです。

皆様には健康に十分ご留意の上、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

### お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎月掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 精進委員会

### Contents

P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 将軍の日

P3 新入社員紹介

P4 読書感想文

P4 職場の教養

P4 編集後記



## タクシー代とインボイス

移動手段として利用するタクシー。インボイス制度がスタートすると、このタクシー代はどう処理をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

**Q.** タクシーに乗車したときは、これまで領収書を受け取り、これをもとに消費税の処理を行っていました。インボイス制度スタート後、このタクシー代についてどのように処理をすればよいのでしょうか？  
弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

A-1.  
タクシー代とインボイス

タクシー代は、原則として、インボイスの交付を受けなければ、仕入税額控除ができません。そのため、タクシー代の領収書を受け取った際に、インボイスかどうかの確認が必要となります。

基本的には次の記載があるか確認します。

## 【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減対象である場合はその旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ただしタクシー代については、記載事項のうち⑥の記載は不要で、④の適用税率と⑤のいずれか一方の記載で足ります。

## 令和9年提出分から給報の記載事項が国に連携

給与支払者の事務や税務行政コストの削減の観点から、給与支払報告書の提出をもって税務署へ提出したものとみなす改正が、令和5年度税制改正で行われました。税務署への提出範囲も給与支払報告書に揃えられ、これを基にした確定申告時の自動入力も予定されています。

## 令和5年度税制改正

給与支払者が、給与所得の源泉徴収票(以下、源泉徴収票)に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書(以下、給報)を市区町村へ提出した場合には、この給報に記

A-2.  
インボイスでなくても控除可能な場合

免税事業者のタクシーに乗車したことで領収書がインボイスに該当しなくとも、経過措置として、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除ができます。この場合、領収書(区分記載請求書等)と、通常の記載事項に加えて「80%控除対象」など一定の事項を記載した帳簿の保存が必要です。

また、たとえば次のケースはインボイス不要で、仕入税額控除ができます。

## (1) 一定規模以下の事業者の場合

一定規模以下※の事業者は2023年10月1日から6年間、税込み1万円未満のタクシー代であれば、通常の記載要件を満たした帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

※ 基準期間(個人は前々年、法人は2期前)の課税売上高1億円以下、  
又は特定期間(個人は前年1～6月の期間、法人は前期間開始から6ヶ月間)の課税売上高5千万円以下

## (2) 旅費規程等に基づく精算の場合

出張時に利用したタクシー代について、旅費規程等に基づく従業員等へ精算する場合は、通常の記載事項に加えて「出張旅費等特例」など一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

領収書の保存や帳簿の記載要件は、ケースにより異なります。ご注意ください。

参考：国税庁HP「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

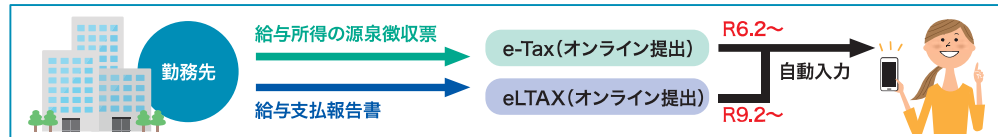
税務署へ提供することとなります。

また、この改正に伴い、税務署へ提出する源泉徴収票の範囲を給報の提出範囲に揃えることになりました。具体的には、次の提出省略分を除いて提出が必要となります。

同一人(その年の中途退職者に限る。)に対するその年度の給与等の支払金額が30万円以下である給与等について、提出省略が可能

なお、前々年の提出すべき支払調書の提出枚数が100枚以上である場合のe-Tax等による提出義務に関して、この提出枚数のカウントは、改正前の判定基準を維持する経過措置があわせて講じられています。

## 【給与情報の自動入力(予定)】



出典：国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」(令和5年6月23日) | 一部編集 <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syoura/zo2023.pdf>

参考：財務省「令和5年度税制改正の解説」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/exp/outline/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/exp/outline/index.html)  
国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」  
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>

## 新入社員紹介



福田 亮介

入社2月ですがこの度社員となりました、  
会計・税務部の福田亮介と申します。

前職では約3年間会計事務所勤務し、上司と共にですが法人・個人の担当も何件ありました。

音楽が好きでアマチュアオーケストラに所属していたりバンドを組んだりしていましたが、

もう何年も楽器に触れていません……。  
あと、お金はないですが好きです。

業界経験は3年ちょっととまだまだ浅いですが、前職から規模も環境も変わり求められることや期待されることに応えられるようさらに精進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

## 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

## 『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

## 【受講料】

55,000円(税込)/名  
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人  
027-361-5568 担当：森平



## 先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から